

長万部町特定事業主行動計画実施状況

平成27年3月現在

平成19年1月に策定し平成23年4月に計画を見直し実施した長万部町特定事業主行動計画（後期計画）の実施状況は、次のとおりです。

I 計画期間

平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

II 具体的な取り組みに関する実施状況

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ・母性保護等の観点から設けられている特別休暇等の制度及び出産費用の給付等の経済的支援措置について、総務課の担当者が個別相談に応じています。
- ・妊娠中の職員に対しては、職員の健康や安全に配慮した業務分担の見直しや、本人の希望に応じて超過勤務を原則として命じないなど、各課等において対応に努めています。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ・子どもの出生時における父親の特別休暇について、総務課の担当者が個別相談に応じています。
- ・年次休暇を含めた休暇取得を促進するよう、各課等において対応に努めています。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

- ・法改正に伴う育児休業等の各種制度について、本町の条例及び規則を改正して対応に努めています。
- ・妊娠を申し出た職員に対し、育児休業の取得手続や経済的な支援等について、総務課の担当者が個別相談に応じています。
- ・育児休業の取得の申し出があった場合、各課等において必要に応じた業務分担の見直しや臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を行うなど、育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成に努めています。
- ・育児休業中の職員に対して、職場の状況等の情報を提供し、円滑に職場復帰できるよう各課等において対応に努めています。

◎育児休業の取得状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	目標取得率
男性	0%	0%	0%	0%	10%
女性	100%	-%	100%	100%	80%

- ・ 過去4年間に於ける育児休業の取得状況について、女性職員は対象職員全員が育児休業を取得しているのに対し、男性職員はまだ実績がない状況のため、今後も引き続き、職員が安心して育児休業を取得できる環境づくりに努めます。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

- ・ 各課等において対応を進めています。

イ 事務の簡素合理化及び時間外勤務の縮減の推進

- ・ 適正な人員配置と各課等において事務分担を見直し、可能な限り時間外勤務の縮減に努めています。
- ・ 時間外勤務の状況を総務課で把握し、時間外勤務が多い場合は、その職場の課長等から確認を行った上で、注意喚起を行うことにしています。

(5) 休暇の取得の推進

- ・ 各課等において対応を進めています。
- ・ 休暇の取得状況を総務課で把握し、取得率が低い場合は、その職場の課長等から確認を行った上で、注意喚起を行うことにしています。

◎年次休暇の取得状況

	23年	24年	25年	26年
1人当たり 取得日数	10.61日	11.15日	9.59日	10.77日
対前年 増加率	6.96%	5.09%	△13.99%	12.30%
対22年 増加率	6.96%	12.40%	△3.33%	8.57%

- ・ 各年で増減はあるものの平均すると4年間で10.53日の取得となり、平成22年(9.92日)と比較すると年平均6.15%増加しているため、一定の職場環境の整備が進められていると考えられます。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

- ・ 子どもを連れてきた来庁者に対して、乳幼児と一緒に利用できるトイレの案内等、親切な対応に職場全体で努めています。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

- ・ 子どもの職場見学・学習会等の行事に対して、要請があれば職員が専門分野を生かした指導を実施します。

(3) 子どもとふれあう機会の充実

- ・ 町民運動会等の各行事について職員家族への情報提供を行い、積極的な参加促進に努めています。